

## 岐阜県地域防災計画（一般対策計画）新旧対照表

新	旧	修正理由
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的・性質等 略</p> <p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1項及び第2項 略</p> <p>第3項1及び2 略</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(1)から(6)まで 略</p> <p>(7) 中部近畿産業保安監督部</p> <p><u>ア 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督指導</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) <u>気象庁（岐阜地方気象台）</u></p> <p>ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表</p> <p>イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</p> <p><u>エ 火山防災情報の発表・伝達</u></p> <p><u>オ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u></p> <p><u>カ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u></p> <p>(10) 東海総合通信局</p> <p>ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理</p> <p>イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理</p> <p>ウ 被災地区における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査</p> <p>エ 各種非常通信訓練の計画及びその実施についての指導</p> <p>オ 非常通信協議会の運営</p> <p>カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への<u>衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与</u></p> <p>(11)から(13)まで 略</p> <p>4 略</p> <p>5 指定公共機関</p> <p>(1) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、<u>ソフトバンク株式会社</u></p> <p>(2)から(12)まで 略</p> <p>6及び7 略</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的・性質等 略</p> <p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1項から第2項 略</p> <p>第3項1及び2 略</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(1)から(6)まで 略</p> <p>(7) 中部近畿産業保安監督部</p> <p><u>ア 火薬類、高圧ガス、電気、ガス等の施設の保安確保指導</u></p> <p><u>イ 鉱山に関する災害防止対策の指導及び監督</u></p> <p><u>ウ 鉱山に関する災害発生時における規模に応じた鉱務監督官の現地派遣及び適切な応急対策に関する指導</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) <u>岐阜地方気象台</u></p> <p>ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表</p> <p>イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (新規)</p> <p><u>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u></p> <p><u>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u></p> <p>(10) 東海総合通信局</p> <p>ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理</p> <p>イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理</p> <p>ウ 被災地区における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査</p> <p>エ 各種非常通信訓練の計画及びその実施についての指導</p> <p>オ 非常通信協議会の運営</p> <p>カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への<u>衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与</u></p> <p>(11)から(13)まで 略</p> <p>4 略</p> <p>5 指定公共機関</p> <p>(1) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク<u>テレコム株式会社</u>、<u>ソフトバンクモバイル株式会社</u></p> <p>(2)から(12)まで 略</p> <p>6及び7 略</p>	<p>○文言の修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○設備の配備</p> <p>○会社名の変更</p>

<p>第4項 略</p> <p>第3節 本県の特質と災害要因 略</p> <p>第2章 災害予防</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1項 防災協働社会の形成推進</p> <p>1 略</p> <p>2 推進体制</p> <p>(1) <u>「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進</u>  <u>県は、市町村、防災関係団体、事業者、学校、有識者等で構成する「災害から命を守る岐阜県民運動」を推進する組織を設置する。</u>  <u>県及び市町村は、「想定外の常態化」ともいふべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえば大規模災害が発生したとしても県民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代に向け展開していく。</u></p> <p>(2)から(6)まで 略</p> <p>第2項 略</p> <p>第2節 防災思想・防災知識の普及</p> <p>1 方針</p> <p>自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であるため、「災害から命を守る岐阜県民運動」を展開し、県民の自助意識の高揚を図る。この県民運動の展開にあたっては、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、県及び市町村は、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、<u>自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、</u>防災に関する様々な情報や各種データを分かりやすく発信するものとする。</p> <p>また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発するものとする。</p> <p>なお、その際には乳幼児、重篤な重病患者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>2 実施責任者 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 地域住民に対する普及</p> <p>県、市町村、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域</p>	<p>第4項 略</p> <p>第3節 本県の特質と災害要因 略</p> <p>第2章 災害予防</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1項 防災協働社会の形成推進</p> <p>1 略</p> <p>2 推進体制</p> <p>(1) <u>減災に向けた「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進</u>  <u>(新規)</u>  <u>県及び市町村は、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「災害から命を守る岐阜県民運動」の展開に務めるものとする。</u>  <u>また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図ることに務めるものとする。</u></p> <p>(2)から(6)まで 略</p> <p>第2項 略</p> <p>第2節 防災思想・防災知識の普及</p> <p>1 方針</p> <p>自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であるため、「災害から命を守る岐阜県民運動」を展開し、県民の自助意識の高揚を図る。この県民運動の展開にあたっては、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、県及び市町村は、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、<u>防災に関する様々な情報や各種データを分かりやすく発信するものとする。</u></p> <p>また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発するものとする。</p> <p>なお、その際には乳幼児、重篤な重病患者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>2 実施責任者 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 地域住民に対する普及</p> <p>県、市町村、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域</p>	<p>○第2期県強靱化計画策定</p> <p>○防災基本計画の修正</p>
--	--	---------------------------------------

<p>防災センターの展示教育設備の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。</p> <p>なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。</p> <p>アからウまで 略</p> <p>エ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと</p> <p>また、防災知識の普及にあたっては、<u>住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。</u>特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 災害伝承</p> <p>県、市町村、防災関係機関は、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう<u>地図情報その他の方法により</u>公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>第3節 防災訓練</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>(5) その他の訓練</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、応急対策を実施するため必要な事項について関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、他の訓練と併せ又はそれぞれ単独で次の訓練等を実施するものとする。</p> <p>ア 災害警備 イ 気象警報等の伝達 ウ 災害応急対策活動従事者の動員 エ 災害情報等収集及び伝達 オ 道路交通対策及び緊急輸送対策 カ 土砂災害対策 <u>キ 情報連絡員や応援職員等の派遣</u> <u>ク その他</u></p> <p>なお、上記アの災害警備訓練については、別に定める「<u>岐阜県警察災害警備計画</u>」による。</p>	<p>防災センターの展示教育設備の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。</p> <p>なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。</p> <p>アからウまで 略</p> <p>エ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと</p> <p>また、防災知識の普及にあたっては、<u>_____</u>早期避難の<u>重要性に対する住民の理解を図りつつ</u>、特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 災害伝承</p> <p>県、市町村、防災関係機関は、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう<u>_____</u>公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>第3節 防災訓練</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>(5) その他の訓練</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、応急対策を実施するため必要な事項について関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、他の訓練と併せ又はそれぞれ単独で次の訓練等を実施するものとする。</p> <p>ア 災害警備 イ 気象警報等の伝達 ウ 災害応急対策活動従事者の動員 エ 災害情報等収集及び伝達 オ 道路交通対策及び緊急輸送対策 カ 土砂災害対策 <u>(新規)</u> <u>キ その他</u></p> <p>なお、上記アの災害警備訓練については、別に定める「<u>岐阜県警察警備実施規程</u>」、「<u>岐阜県警察風水害等警備実施計画</u>」及び「<u>突発重大事案警備実施計</u></p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○台風第15号等の検証結果 ○計画の策定</p>
---	---	---

<p>(6) 総合防災訓練  県、市町村等は、上記各種の基礎訓練を効果的に組合せ、防災関係機関と合同で、同一想定に基づく総合的な訓練を実施するものとする。</p> <p>ア 実施の時期  災害発生が予想される前の訓練効果のある時期を選んで実施する。</p> <p>イ 実施地域  災害の恐れのある地域、又は訓練効果のある適当な場所において実施する。</p> <p>ウ 方法  県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関、地元住民、事業所等が一体となって、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。  また、災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加に努める。さらに、<u>NPO・ボランティア等</u>に対しても、総合防災訓練への参加を求めるものとする。</p> <p>(7)から(10)まで 略</p> <p>第4節 自主防災組織の育成と強化  略</p> <p>第5節 ボランティア活動の環境整備  1及び2 略  3 実施内容</p> <p>(1) ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり  県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、県及び市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びに<u>NPO・ボランティア等</u>との連携を図るとともに、中間支援組織（<u>NPO・ボランティア等</u>の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。  <u>県及び市町村は、行政、社会福祉協議会・NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 災害__ボランティアの登録  県及び市町村の社会福祉協議会は、災害__ボランティアの登録受付を行うものとする。県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会が行う、迅速かつ円滑な災害__ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりについて、指導及び支援を行う。また、ボランティアの登録状況について把握しておくものとする。</p>	<p><u>画</u>による。</p> <p>(6) 総合防災訓練  県、市町村等は、上記各種の基礎訓練を効果的に組合せ、防災関係機関と合同で、同一想定に基づく総合的な訓練を実施するものとする。</p> <p>ア 実施の時期  災害発生が予想される前の訓練効果のある時期を選んで実施する。</p> <p>イ 実施地域  災害の恐れのある地域、又は訓練効果のある適当な場所において実施する。</p> <p>ウ 方法  県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関、地元住民、事業所等が一体となって、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。  また、災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加に努める。さらに、<u>ボランティア団体</u>に対しても、総合防災訓練への参加を求めるものとする。</p> <p>(7)から(10)まで 略</p> <p>第4節 自主防災組織の育成と強化  略</p> <p>第5節 ボランティア活動の環境整備  1及び2 略  3 実施内容</p> <p>(1) ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり  県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、県及び市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びに<u>各種ボランティア団体及びNPO等</u>との連携を図るとともに、中間支援組織（<u>ボランティア団体・NPO等</u>の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。  <u>その際、ボランティアの活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 災害<u>救援</u>ボランティアの登録  県及び市町村の社会福祉協議会は、災害<u>救援</u>ボランティアの登録受付を行うものとする。県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会が行う、迅速かつ円滑な災害<u>救援</u>ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりについて、指導及び支援を行う。また、ボランティアの登録状況について把握しておくものとする。</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○名称統一</p>
---	--	--

<p>(4) 略</p> <p>(5) <b>NPO・ボランティア等のネットワーク化</b>  県は、災害時に日本赤十字社奉仕団を始め<u>NPO・ボランティア等</u>間の連携ある行動がとれるよう、岐阜県社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部及び<u>NPO・ボランティア等</u>と情報交換会を開催する等団体相互間のネットワーク化を図る。</p> <p>(6) <b>ボランティア活動拠点の整備</b>  県及び市町村の社会福祉協議会は、災害救援ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の整備を図るものとする。</p> <p>(7) <b>廃棄物等に係る連絡体制の構築</b>  <u>県及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、県及び市町村は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</u></p>	<p>(4) 略</p> <p>(5) <b>ボランティア団体のネットワーク化</b>  県は、災害時に日本赤十字社奉仕団を始め<u>各種ボランティア団体</u>間の連携ある行動がとれるよう、岐阜県社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部及び<u>各種ボランティア団体</u>と情報交換会を開催する等団体相互間のネットワーク化を図る。</p> <p>(6) <b>ボランティア活動拠点の整備</b>  県及び市町村の社会福祉協議会は、災害救援ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の整備を図るものとする。  (新規)</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>
<p>第6節 広域的な応援体制の整備</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <b>県内相互応援</b></p> <p>ア <b>県及び市町村災害時相互応援協定</b>  県及び市町村は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定に基づく県及び市町村相互の応援が円滑に実施できるように努めるものとする。  また、県は、被災市町村の災害対策全般をサポートするため、被災市町村からの要請に基づき派遣する<u>災害マネジメント支援職員を養成するとともに、国研修への参加や被災県への応援等を通じたスキルアップを図るものとする。</u>  <u>市町村へ迅速に支援が行えるよう災害マネジメント支援職員を派遣する体制を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p>イ 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>第6節 広域的な応援体制の整備</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <b>県内相互応援</b></p> <p>ア <b>県及び市町村災害時相互応援協定</b>  県及び市町村は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定に基づく県及び市町村相互の応援が円滑に実施できるように努めるものとする。  また、県は、被災市町村の災害対策全般をサポートするため、被災市町村からの要請に基づき派遣する<u>県職員を養成するものとする。</u>  (新規)</p> <p>イ 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>○台風第15号等の検証結果</p>
<p>第7節 緊急輸送網の整備</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <b>緊急輸送道路ネットワークの確保</b>  緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を<u>早期に図る</u>ため、整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上を図る<u>道路整備や橋梁耐震対策、斜面对策等を進めていくものとする。</u>また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の<u>推進</u>を図るものとする。</p>	<p>第7節 緊急輸送網の整備</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <b>緊急輸送道路の整備</b>  緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を<u>早期に確実に図る</u>ため、整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、<u>道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を強化し、緊急輸送道路ネットワーク機能の保持を念頭においた早期復旧が可能な耐震化を図るものとする。</u>また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の<u>促</u></p>	<p>○第2期県強靱化計画策定</p>

<p>(3)から(7)まで 略</p> <p>第8節 防災通信設備等の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  県  県警察  市町村  防災関係機関  道路管理者  (削除)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 県防災行政無線等の整備  県は、電話やインターネット等が途絶した場合でも県本部、県支部、市町村、国の関係機関、防災関係機関、災害現場等との間の通信を確保するため、「地上系」「衛星系」「移動系」による三層一体の防災情報通信システムの整備拡充を図る。  また、平常時から定期及び随時に保守点検を実施するとともに、関係機関相互の連絡に積極的に活用し、運用の習熟に努めるものとする。  <u>長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 市町村防災行政無線等の整備  市町村は、市町村本部、各集落、防災関係機関、災害現場等を結ぶ防災行政無線(同報無線、地域防災無線、移動無線)及び避難所等との間の通信網の整備拡充とその運用の習熟に努めるものとする。  <u>また、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) 略  (削除)</p> <p>(4) 防災相互通信用無線の整備  略</p> <p>(5) 非常時の通信体制の整備  略</p> <p>(6) その他通信網  略</p> <p>(7) その他通信システムを作動させるための人的・物的備え  略</p> <p>(8) 情報の収集、伝達方法の多様化  略</p>	<p><u>進</u>を図るものとする。  (3)から(7)まで 略</p> <p>第8節 防災通信設備等の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  県  県警察  市町村  防災関係機関  道路管理者  <u>西日本電信電話株式会社</u></p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 県防災行政無線等の整備  県は、電話やインターネット等が途絶した場合でも県本部、県支部、市町村、国の関係機関、防災関係機関、災害現場等との間の通信を確保するため、「地上系」「衛星系」「移動系」による三層一体の防災情報通信システムの整備拡充を図る。  また、平常時から定期及び随時に保守点検を実施するとともに、関係機関相互の連絡に積極的に活用し、運用の習熟に努めるものとする。  (新規)</p> <p>(2) 市町村防災行政無線等の整備  市町村は、市町村本部、各集落、防災関係機関、災害現場等を結ぶ防災行政無線(同報無線、地域防災無線、移動無線)及び避難所等との間の通信網の整備拡充とその運用の習熟に努めるものとする。  (新規)</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>西日本電信電話株式会社の孤立防止用衛星通信システム(ku-1ch)等の維持及び管理</u>  <u>西日本電信電話株式会社は、有線通信網の途絶時における孤立市町村の通信を確保するため、郵便局、市町村役場、農協等に対し孤立防止用衛星通信システム(ku-1ch)等を配備し、その維持及び管理に努めるものとする。</u></p> <p>(5) 防災相互通信用無線の整備  略</p> <p>(6) 非常時の通信体制の整備  略</p> <p>(7) その他通信網  略</p> <p>(8) その他通信システムを作動させるための人的・物的備え  略</p> <p>(9) 情報の収集、伝達方法の多様化  略</p>	<p>○システム廃止</p> <p>○台風第15号等の検証結果</p> <p>○台風第15号等の検証結果</p> <p>○システム廃止</p>
--	--	---

<p><b>(9) 情報システムの高度化等</b></p> <p><b>ア 道路被害情報通信システム</b>  道路管理者は、災害時の道路に関する被害・規制情報について、オンラインにより関係機関を結ぶ情報ネットワークシステムの構築と整備を推進するものとする。また、道路管理者は<u>道路情報提供システム等</u>により、通行規制情報の円滑な提供に努めるものとする。</p> <p><b>イ 情報収集・連絡システム</b>  県及び市町村は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化、多様化に努めるものとする。</p> <p><u>県及び市町村は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。</u></p> <p><b>第9節 火災予防対策</b> 略</p> <p><b>第10節 水害予防対策</b> 1及び2 略 3 実施内容 (1) 略 (2) <b>道路施設対策</b> 道路管理者は、道路施設について、防災点検等により状況把握を行う。防災対策を必要とする施設については、社会資本整備重点計画等に基づき緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、<u>監視施設等の整備を図り、</u>警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。 (3) 略 (4) <b>水害リスクの開示</b> 県及び市町村は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。 このため県は、県管理河川において、水害の危険性が高い地区の情報（水害危険情報図等）の提供や、<u>危機管理型水位計や河川監視カメラを設置し、</u>避難判断の参考となる水位の設定等を行う。 市町村は、これらの情報を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及び<u>想定される最大規模の降雨を対象とした</u>ハザードマップを策定するものとする。 <u>ハザードマップの策定に当っては、県は支援を行うものとする。</u> また、県及び河川・ダム管理者は、関係機関との連絡体制を構築し、ダム放流も考慮した、市町村のタイムライン策定を支援する。</p>	<p><b>(10) 情報システムの高度化等</b></p> <p><b>ア 道路被害情報通信システム</b>  道路管理者は、災害時の道路に関する被害・規制情報について、オンラインにより関係機関を結ぶ情報ネットワークシステムの構築と整備を推進するものとする。また、道路管理者は<u>高度化したシステム</u>により、通行規制情報の円滑な提供に努めるものとする。</p> <p><b>イ 情報収集・連絡システム</b>  県及び市町村は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化、多様化に努めるものとする。</p> <p><b>(新規)</b></p> <p><b>第9節 火災予防対策</b> 略</p> <p><b>第10節 水害予防対策</b> 1及び2 略 3 実施内容 (1) 略 (2) <b>道路施設対策</b> 道路管理者は、道路施設について、防災点検等により状況把握を行う。防災対策を必要とする施設については、社会資本整備重点計画等に基づき緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、<u>道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに</u>警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。 (3) 略 (4) <b>水害リスクの開示</b> 県及び市町村は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。 このため県は、県管理河川において、水害の危険性が高い地区の情報（水害危険情報図等）の提供や、<u>水位計の設置及び</u>避難判断の参考となる水位の設定等を行う。 市町村は、これらの情報を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及び<u>ハザードマップ</u>を策定するものとする。 <u>また、県及び河川・ダム管理者は、関係機関との連絡体制を構築し、ダム放流も考慮した、市町村のタイムライン策定を支援する。</u></p>	<p>○第2期県強靱化計画策定</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○第2期県強靱化計画策定</p> <p>○第2期県強靱化計画策定 ○台風第15号等の検証結果</p>
---	--	---

<p>(5) 防災知識の普及</p> <p>県、市町村、防災関係機関等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</p> <p><u>県及び市町村は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</u></p> <p><u>防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。</u></p> <p><u>市町村は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。</u></p> <p><u>市町村は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。</u></p> <p><u>・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家屋の倒壊等が想定される区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。</u></p> <p>(6) 体制整備</p> <p><u>水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。</u></p> <p>(7) 要配慮者利用施設における防災体制の整備</p> <p>「第2章 第18節 要配慮者・避難行動要支援者対策」による</p> <p>第11節 雪害予防対策 略</p> <p>第12節 火山災害対策 略</p> <p>第13節 渇水等予防対策</p>	<p>(5) 防災知識の普及</p> <p>県、市町村、防災関係機関等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(6) 要配慮者利用施設における防災体制の整備</p> <p>「第2章 第18節 要配慮者・避難行動要支援者対策」による</p> <p>第11節 雪害予防対策 略</p> <p>第12節 火山災害対策 略</p> <p>第13節 渇水等予防対策</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>
---	---	-------------------------------------



<p>略</p> <p>第14節 観光施設等予防対策 略</p> <p>第15節 孤立地域防止対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 略 (2) <u>孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保</u> 県及び市町村は、<u>道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進する</u>とともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進するものとする。 (3)から(6)まで 略</p> <p>第16節 避難対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 避難計画の策定 市町村は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。特に、避難準備・高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行うものとする。また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。 <u>また、市町村は、住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努めるものとする。</u> 市町村計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。 (2) 略 (3) 避難場所・避難所 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、</p>	<p>略</p> <p>第14節 観光施設等予防対策 略</p> <p>第15節 孤立地域防止対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 略 (2) <u>災害に強い道路網の整備</u> 県及び市町村は、<u>孤立予想地域に通じる道路の防災対策を推進する</u>とともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進するものとする。 (3)から(6)まで 略</p> <p>第16節 避難対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 避難計画の策定 市町村は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。特に、避難準備・高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行うものとする。また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。 (新規) 市町村計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。 (2) 略 (3) 避難場所・避難所 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、</p>	<p>○第2期県強靱化計画策定</p> <p>○第2期強靱化計画の策定</p>
---	--	---

<p>公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p><u>指定避難所が使用不能となった場合に備え、民間施設等で受入れ可能な施設を検討しておくものとする。</u></p> <p>また、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。</p> <p>指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等に当たっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。</p> <p>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p><b>ア 略</b></p> <p><b>イ 指定避難所の指定</b></p> <p>指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、<u>また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されている</u>ものを指定するものとする。</p> <p>なお、指定避難所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>県及び市町村は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保や活用を図る。また、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。</p> <p>市町村は、<u>指定避難所内の一般避難スペース</u>では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。</p> <p><b>ウ及びエ 略</b></p> <p>(4)から(8)まで <b>略</b></p> <p>(9) <b>土砂災害等に対する住民の警戒避難体制</b></p> <p>市町村は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域</p>	<p>公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p><b>(新規)</b></p> <p>また、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。</p> <p>指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等に当たっては、車中泊避難者_____等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。</p> <p>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p><b>ア 略</b></p> <p><b>イ 指定避難所の指定</b></p> <p>指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ_____、_____もの等を指定するものとする。</p> <p>なお、指定避難所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>県及び市町村は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保や活用を図る。また、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。</p> <p>市町村は、<u>一般の指定避難所_____</u>では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。</p> <p><b>ウ及びエ 略</b></p> <p>(4)から(8)まで <b>略</b></p> <p>(9) <b>土砂災害等に対する住民の警戒避難体制</b></p> <p>市町村は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域</p>	<p>○台風第15号等の検証結果</p> <p>○文言の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>
---	--	--

<p>の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</p> <p><u>県は、市町村に対し、これらの基準及び範囲の設定および見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。</u></p> <p>また、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。</p> <p>(10)及び(11) 略</p> <p>第17節 必需物資の確保対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 備蓄の基本的事項</p> <p>ア 個人備蓄 略</p> <p>イ 市町村備蓄</p> <p>大規模災害の発生時の飲料水や食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活物資等災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である市町村があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行うものとする。</p> <p><u>また、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳幼児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。</u></p> <p>そのため、市町村は、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要な物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとする。</p> <p>ウ 県備蓄 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>第18節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施</p> <p>ア 県及び市町村</p> <p>県及び市町村は、地域における要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、地域住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導するものとする。</p> <p>また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の<u>実施を支援する。</u></p>	<p>の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>また、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。</p> <p>(10)及び(11) 略</p> <p>第17節 必需物資の確保対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 備蓄の基本的事項</p> <p>ア 個人備蓄 略</p> <p>イ 市町村備蓄</p> <p>大規模災害の発生時の飲料水や食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活物資等災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である市町村があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行うものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>そのため、市町村は、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要な物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとする。</p> <p>ウ 県備蓄 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>第18節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施</p> <p>ア 県及び市町村</p> <p>県及び市町村は、地域における要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、地域住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導するものとする。</p> <p>また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の<u>実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</u></p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○台風第15号等の検証結果</p> <p>○台風第15号等の検証結果</p>
--	--	---

<p>イ 略</p> <p>(3) 施設、設備等の整備 アからウまで 略</p> <p>エ 施設等管理者 施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努めるものとする。 <u>また、長期停電に備え、非常用自家発電設備を整備するよう努めるものとする。</u></p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>第19節 応急住宅対策 略</p> <p>第20節 医療救護体制の整備 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 地震災害等医療救護計画の策定 略</p> <p>(2) 災害医療コーディネーターチームの設置 災害医療に関する情報を専門的な知見から分析し、企画・提案などを行うほか、災害時における医療等関係機関との調整などを行うため、災害医療コーディネーターチームを設置する。 <u>災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン</u>は、<u>県が災害時における料提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言及び支援を行う。</u></p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) 災害派遣医療チーム（DMAT）の整備 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を行う病院を岐阜DMAT指定病院として指定する。また、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、<u>災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン</u>、岐阜DMAT運用に関わる計画を策定し、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(6)から(12)まで 略</p> <p>第21節 防疫対策 略</p> <p>第22節 河川防災対策 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(5)まで 略</p> <p>(6) 内水対策事業 県内には、国及び県管理の洪水による内水氾濫から県民の貴重な生命、財産を守るために排水機場が<u>33箇所</u>設置されており、国及び県は、既設排水機場</p>	<p>イ 略</p> <p>(3) 施設、設備等の整備 アからウまで 略</p> <p>エ 施設等管理者 施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努めるものとする。 <b>(新規)</b></p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>第19節 応急住宅対策 略</p> <p>第20節 医療救護体制の整備 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 地震災害等医療救護計画の策定 略</p> <p>(2) 災害医療コーディネーターチームの設置 災害医療に関する情報を専門的な知見から分析し、企画・提案などを行うほか、災害時における医療等関係機関との調整などを行うため、災害医療コーディネーターチームを設置する。 <b>(新規)</b></p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) 災害派遣医療チーム（DMAT）の整備 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を行う病院を岐阜DMAT指定病院として指定する。また、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、<u>岐阜DMAT運用に関わる計画を策定し、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(6)から(12)まで 略</p> <p>第21節 防疫対策 略</p> <p>第22節 河川防災対策 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(5)まで 略</p> <p>(6) 内水対策事業 県内には、国及び県管理の洪水による内水氾濫から県民の貴重な生命、財産を守るために排水機場が<u>34箇所</u>設置されており、国及び県は、既設排水機場</p>	<p>○台風第15号等の検証</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○設置箇所数の修正</p>
---	---	---

<p>について、流域の開発状況を見て計画的に増改築工事を実施し、必要に応じ新規排水機場の建設に着手するものとする。</p> <p><u>また、排水機場の耐水化を図るとともに、排水ポンプが浸水等により稼働できない場合に備え排水できるよう排水ポンプ車等を配備するものとする。</u></p> <p>(7) 川の防災情報</p> <p>県は、インターネットや携帯電話により雨量、河川水位、<u>ダム</u>の貯水位、河川の映像情報等を県民に提供することによって、水防活動に役立てるようになる。</p> <p>また、県は、県内全域を放送対象とする放送局（以下「<u>県域放送局</u>」と言う）等を通して、河川情報など、避難行動につながる情報を県民に積極的に提供していく。</p> <p>第23節 砂防対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 砂防対策 ア 砂防事業の推進</p> <p>国及び県は、山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減及び溪床の安定を図るため、河川改修と一体になって整備を要する重要な水系に係る溪流、土石流危険溪流、都市周辺地区、人家密集地区及び市街地の進展の著しい地区に係る溪流等を重点に、砂防法（明治33年法律第29号）に基づき砂防指定地を指定し、砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）の整備を実施するものとする。</p> <p>砂防施設の整備にあたっては、<u>土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂災害・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川の上流域において、遊砂地等の整備を検討する。</u></p> <p>イからエまで 略 (2)から(4)まで 略</p> <p>第24節 農地防災対策 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(2)まで (3) ため池等整備事業</p> <p>県、市町村等は、農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点ため池等緊急度の高いものから順次実施するものとする。</p> <p>県及び市町村は、<u>決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図る。</u></p>	<p>について、流域の開発状況を見て計画的に増改築工事を実施し、必要に応じ新規排水機場の建設に着手するものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(7) 川の防災情報</p> <p>県は、インターネットや携帯電話により雨量、河川水位、<u>ダム</u>情報、河川の映像情報等を県民に提供することによって、水防活動に役立てるようになる。</p> <p>また、県は、県内全域を放送対象とする放送局（以下「<u>県域放送局</u>」と言う）等を通して、河川情報など、避難行動につながる情報を県民に積極的に提供していく。</p> <p>第23節 砂防対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 砂防対策 ア 砂防事業の推進</p> <p>国及び県は、山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減及び溪床の安定を図るため、河川改修と一体になって整備を要する重要な水系に係る溪流、土石流危険溪流、都市周辺地区、人家密集地区及び市街地の進展の著しい地区に係る溪流等を重点に、砂防法（明治33年法律第29号）に基づき砂防指定地を指定し、砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）の整備を実施するものとする。</p> <p>砂防施設の整備にあたっては、<u>土砂とともに流出する流木への対策を合わせて実施するものとする。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い箇所において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。</u></p> <p>イからエまで 略 (2)から(4)まで 略</p> <p>第24節 農地防災対策 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(2)まで (3) ため池等整備事業</p> <p>県、市町村等は、農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点ため池等緊急度の高いものから順次実施するものとする。</p> <p>県及び市町村は、<u>決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</u></p>	<p>○台風第15号等の検証結果</p> <p>○第2期県強靱化計画策定</p> <p>○文言の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>
---	--	--

<p>第25節 治山対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 県施行事業 ア 公共治山事業 県は、民有林内の一定規模以上の溪流や山腹斜面を安定させるため、治山施設の新設や改良（嵩上げ・増厚・流木捕捉付加等）と間伐や植栽等の森林整備を行い、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備を実施する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。 <u>また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施するものとする。</u></p> <p>イ 略 (2)及び(3) 略</p> <p>第26節 土地災害対策 略 第27節 都市災害対策 略 第28節 地下街等保安対策 略 第29節 建築物災害予防対策 略 第30節 防災営農対策 略 第31節 ライフライン施設対策 略 第32節 文教対策 略 第33節 行政機関の業務継続体制の整備 略</p> <p>第34節 企業防災の促進 1及び2 略 3 実施内容 (1) 企業の取り組み 略 (2) 企業防災の促進のための取り組み 県、市町村、商工団体等は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。 また、県及び市町村は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる</p>	<p>第25節 治山対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 県施行事業 ア 公共治山事業 県は、民有林内の一定規模以上の溪流や山腹斜面を安定させるため、治山施設の新設や改良（嵩上げ・増厚・流木捕捉付加等）と間伐や植栽等の森林整備を行い、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備を実施する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。 (新規)</p> <p>イ 略 (2)及び(3) 略</p> <p>第26節 土地災害対策 略 第27節 都市災害対策 略 第28節 地下街等保安対策 略 第29節 建築物災害予防対策 略 第30節 防災営農対策 略 第31節 ライフライン施設対策 略 第32節 文教対策 略 第33節 行政機関の業務継続体制の整備 略</p> <p>第34節 企業防災の促進 1及び2 略 3 実施内容 (1) 企業の取り組み 略 (2) 企業防災の促進のための取り組み 県、市町村、商工団体等は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。 また、県及び市町村は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる</p>	<p>○防災基本計画の修正</p>
--	--	-------------------

<p>BCP策定支援及びBCM構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p><u>市町村、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u></p> <p>ア及びイ 略</p> <p>第35節 防災対策に関する調査研究 略</p> <p>第36節 航空災害対策 略</p> <p>第37節 鉄道災害対策 略</p> <p>第38節 道路災害対策 略</p> <p>第39節 放射性物質災害対策 略</p> <p>第40節 危険物等保安対策 略</p> <p>第41節 林野火災対策 略</p> <p>第42節 大規模な火事災害対策 略</p> <p><b>第43節 大規模停電対策</b></p> <p><b>1 方針</b></p> <p><u>大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。</u></p> <p><b>2 実施責任者</b></p> <p>県 市町村 防災関係機関 事業者</p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p>(1) <b>連携の強化</b></p> <p><u>県は、防災関係機関と停電の早期復旧に向けた体制を整備するため、定期的に会議等を開催し連携の強化を図るものとする。</u></p> <p>(2) <b>事前防止対策</b></p> <p><u>県、市町村及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や道路の不通箇所が発生等により停電が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施するものとする。</u></p>	<p>BCP策定支援及びBCM構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。</p> <p>また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>第35節 防災対策に関する調査研究 略</p> <p>第36節 航空災害対策 略</p> <p>第37節 鉄道災害対策 略</p> <p>第38節 道路災害対策 略</p> <p>第39節 放射性物質災害対策 略</p> <p>第40節 危険物等保安対策 略</p> <p>第41節 林野火災対策 略</p> <p>第42節 大規模な火事災害対策 略</p> <p>(新規)</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○台風第15号等の検証結果</p>
---	---	--

**(3) 代替電源の確保**

県、市町村及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築するものとする。

県及び市町村は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする。

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制

略

第2節 災害対策要員の確保

略

第3節 ボランティア活動

1及び2 略

3 実施内容

(1) 県及び市町村の活動

県は、大規模災害発生時に、速やかに災害ボランティア受入に係る総合調整等を担う災害ボランティア連絡調整会議を設置し、県社会福祉協議会及び関係団体等と連携して、被災地におけるボランティアニーズを把握し、必要とするボランティア活動の内容、人数等について報道機関等の協力を得て全国へ情報提供し、参加を呼びかける。

市町村は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、市町村主導により片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

(2)から(5)まで 略

第4節 自衛隊災害派遣要請

略

第5節 災害応援要請

1及び2 略

3 実施内容

(1) 広域的な応援

ア 略

イ 県による応援要請

a 応援協定に基づく応援要請

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制

略

第2節 災害対策要員の確保

略

第3節 ボランティア対策

1及び2 略

3 実施内容

(1) 県及び市町村の活動

県は、大規模災害発生時に、速やかに災害ボランティア受入に係る総合調整等を担う災害ボランティア連絡調整会議を設置し、県社会福祉協議会及び関係団体等と連携して、被災地におけるボランティアニーズを把握し、必要とするボランティア活動の内容、人数等について報道機関等の協力を得て全国へ情報提供し、参加を呼びかける。

市町村は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・N  
GO等のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

(2)から(5)まで 略

第4節 自衛隊災害派遣要請

略

第5節 災害応援要請

1及び2 略

3 実施内容

(1) 広域的な応援

ア 略

イ 県による応援要請

a 応援協定に基づく応援要請

○防災基本計画の修正



県は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、中部9県1市で締結した災害時等の応援に関する協定、隣接県との間で締結した災害時の相互応援に関する協定、全国都道府県で締結した災害時等の広域応援に関する協定等に基づき他の都道府県に対し応援を求め、災害対策に万全を期する。

応援に当っては、受援ニーズを的確に把握し、調整できる体制を構築するよう努めるものとする。

bからeまで 略  
(2)から(5)まで 略

第6節 交通応急対策

略

第7節 通信の確保

1及び2 略

3 実施内容

(1)及び(2) 略

(3) 無線通信施設による通信

ア及びイ 略

ウ 西日本電信電話株式会社の災害対策用無線電話による通信

西日本電信電話株式会社は、一般加入電話の途絶により孤立化した市町村の通信を確保するため、ポータブル衛星通信システム、衛星携帯電話等を活用する。この場合、孤立化した市町村からは、相手の一般加入電話番号をダイヤルするものとする。

また、県からは、災害時優先電話に指定されている電話を利用し、通話を行う。

エ及びオ 略

(4)から(6)まで 略

第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達

1及び2 略

3 実施内容

(1) 警報等の発表及び解除

ア 気象警報等

岐阜地方気象台は、気象業務法第11条、第13条、第13条の2、第14条及び第14条の2の規定により、気象特別警報・警報・注意報・情報及び洪水警報・注意報等（以下「気象警報等」という。）を発表するものとする。気象警報等の種類及び予報区は以下のとおり。

○気象警報等の種類

種類		概要
特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表 <u>される。</u>
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表 <u>される。</u> 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な

県は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、中部9県1市で締結した災害時等の応援に関する協定、隣接県との間で締結した災害時の相互応援に関する協定、全国都道府県で締結した災害時等の広域応援に関する協定等に基づき他の都道府県に対し応援を求め、災害対策に万全を期する。

(新規)

bからeまで 略  
(2)から(5)まで 略

第6節 交通応急対策

略

第7節 通信の確保

1及び2 略

3 実施内容

(1)及び(2) 略

(3) 無線通信施設による通信

ア及びイ 略

ウ 西日本電信電話株式会社の災害対策用無線電話による通信

西日本電信電話株式会社は、一般加入電話の途絶により孤立化した市町村の通信を確保するため、ポータブル衛星通信システム、孤立防止用衛星通信システム、衛星携帯電話等を活用する。この場合、孤立化した市町村からは、相手の一般加入電話番号をダイヤルするものとする。

また、県からは、災害時優先電話に指定されている電話を利用し、通話を行う。

エ及びオ 略

(4)から(6)まで 略

第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達

1及び2 略

3 実施内容

(1) 警報等の発表及び解除

ア 気象警報等

岐阜地方気象台は、気象業務法第11条、第13条、第13条の2、第14条及び第14条の2の規定により、気象特別警報・警報・注意報・情報及び洪水警報・注意報等（以下「気象警報等」という。）を発表するものとする。気象警報等の種類及び予報区は以下のとおり。

○気象警報等の種類

種類		概要
特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表 <u>される。</u>
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表 <u>される。</u> 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な

○台風第15号等の検証結果

○システム廃止

○文言の修正

警報		災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	

警報		災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表_____。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表_____
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表_____
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表_____。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表_____。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表_____
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表_____。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表_____。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表_____
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表_____	
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表_____	
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表_____	
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表_____。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表_____。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	

なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷(雪)注意報	著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあると発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
岐阜県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。
	数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析:解析雨量)したりしたときに発表します。
	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として発表します。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

○警報及び注意報の予報区  
略

○大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種類	概要
大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
着氷(雪)注意報	著しい着氷(雪)により通信線や送電線などへの被害が起こるおそれがあると予想されたときに発表
融雪注意報	融雪により浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると発表
霜注意報	早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表
低温注意報	低温により農作物などに著しい被害発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると予想されたときに発表
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
岐阜県気象情報	24時間先から2~3日先までを対象とする予告情報として注意を喚起する必要がある場合や、注意報・警報の補完情報として、気象現象の推移、観測成果等を具体的に解説し周知する必要がある場合などに発表
	県内で数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測・解析した場合に発表
	雷注意報の発表中に、竜巻等による激しい突風のおそれが高まった場合に発表

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

○警報及び注意報の予報区  
略

(新規)

○文言の追加

洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

○早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県美濃地方、岐阜県飛騨地方）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県）で発表される。

イからエまで 略

オ 土砂災害警戒情報

岐阜地方気象台と県は、大雨警報（土砂災害）発表中において、土砂災害発生危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できるよう、共同して市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

土砂災害警戒情報の発表対象市町村は、羽島市、岐南町、笠松町、北方町、瑞穂市、神戸町、輪之内町、安八町を除く市町村とする。

なお、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、次の点に留意する。

- ・それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできません。
- ・技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象としない。

また、岐阜地方気象台及び県は、地震等により土砂災害等に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて大雨警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施するものとする。

(2) 警報等の伝達体制

ア 伝達系統

警報等は、次の系統図に示す経路によって迅速的確に伝達するものとする。

県は、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

防災気象情報と警戒レベルとの関係は、下表のとおりとする。

警戒レベル	避難情報	警戒レベル相当情報		
		水位情報がある	水位情報がない	土砂災害に関する

(新規)

イからエまで 略

オ 土砂災害警戒情報

岐阜地方気象台と県は、大雨警報（土砂災害）発表中において、土砂災害発生危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できるよう、共同して市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

土砂災害警戒情報の発表対象は、土砂災害のおそれのない市町村（羽島市、岐南町、笠松町、北方町、瑞穂市、神戸町、輪之内町、安八町）を除く全市町村とする。

なお、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、次の点に留意する。

- ・個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできません。
- ・対象とする土砂災害は技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊と市、深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、対象としない。

また、岐阜地方気象台及び県は、地震等により土砂災害等に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて大雨警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施するものとする。

(2) 警報等の伝達体制

ア 伝達系統

警報等は、次の系統図に示す経路によって迅速的確に伝達するものとする。

(新規)

○文言の追加

○防災基本計画の修正

		場合	場合	る情報
<u>警戒レベル5</u>	災害発生情報	氾濫発生情報	<u>大雨特別警報</u> (浸水害)	<u>大雨特別警報</u> (土砂災害)
<u>警戒レベル4</u>	<u>・避難勧告・避難指示(緊急)</u>	氾濫危険情報	<u>・洪水警報の危険度分布(非常に危険)</u>	<u>・土砂災害警戒情報・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険)</u> <u>・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)</u>
<u>警戒レベル3</u>	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	氾濫警戒情報	<u>・洪水警報・洪水警報の危険度分布(警戒)</u>	<u>・大雨警報(土砂災害)</u> <u>・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)</u>
<u>警戒レベル2</u>	<u>洪水注意報大雨注意報</u>	氾濫注意情報	<u>・洪水警報の危険度分布(注意)</u>	<u>・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)</u>
<u>警戒レベル1</u>		<u>早期注意情(警戒級の可能性)</u>		

なお、県、市町村及び防災関係機関が、職員による宿直制の廃止に伴い代行員制度による場合は、警報等の受信、伝達並びに連絡方法を明確に定めておくとともに、関係職員は、常時テレビ・ラジオにより警報等の発表に注意し、災害の防止に努めるものとする。

県、市町村、放送事業者等は、大雨、暴風、大雪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。

岐阜地方気象台は、特別警報に準ずる気象現象が発生した場合は、これを直ちに県に伝達するものとする。

県は、岐阜地方気象台から特別警報に準ずる気象現象が発生した旨の伝達を受けた場合は、これを直ちに市町村に伝達するものとする。

aからcまで 略  
イ及びウ 略  
(3)及び(4) 略

#### 第9節 災害情報等の収集・伝達

##### 1 及び 2 略

##### 3 実施内容

###### (1) 情報の収集・連絡手段

県及び市町村は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

なお、県、市町村及び防災関係機関が、職員による宿直制の廃止に伴い代行員制度による場合は、警報等の受信、伝達並びに連絡方法を明確に定めておくとともに、関係職員は、常時テレビ・ラジオにより警報等の発表に注意し、災害の防止に努めるものとする。

県、市町村、放送事業者等は、大雨、暴風、大雪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。

岐阜地方気象台は、特別警報に準ずる気象現象が発生した場合は、これを直ちに県に伝達するものとする。

県は、岐阜地方気象台から特別警報に準ずる気象現象が発生した旨の伝達を受けた場合は、これを直ちに市町村に伝達するものとする。

aからcまで 略  
イ及びウ 略  
(3)及び(4) 略

#### 第9節 災害情報等の収集・伝達

##### 1 及び 2 略

##### 3 実施内容

###### (1) 情報の収集・連絡手段

県及び市町村は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

###### ア 情報の収集

**ア 情報の収集**

県及び市町村は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、県警察、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

市町村及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

県は、早期に被害の概要を把握するため、特に、市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、小型無人機（ドローン）等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして積極的に災害状況の収集伝達を行うものとする。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び被災市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び被災市町村に連絡するものとする。また、県及び被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

また、県及び市町村は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求めるものとする。

**イ 情報の整理**

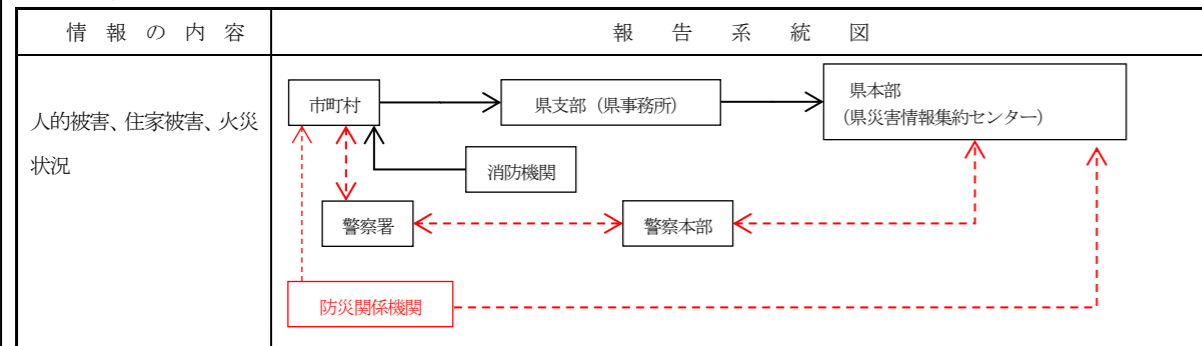
県、市町村等は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。

**ウ 情報の連絡手段**

略

(2)から(6)まで 略

別表 1



県及び市町村は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

市町村及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

県は、早期に被害の概要を把握するため、特に、市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、小型無人機（ドローン）等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして積極的に災害状況の収集伝達を行うものとする。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び被災市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び被災市町村に連絡するものとする。また、県及び被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

また、県及び市町村は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求めるものとする。

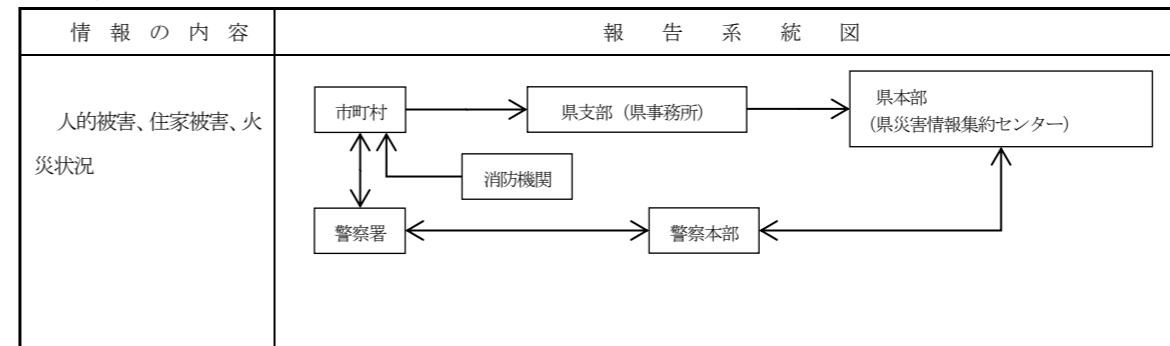
(新規)

**イ 情報の連絡手段**

略

(2)から(6)まで 略

別表 1



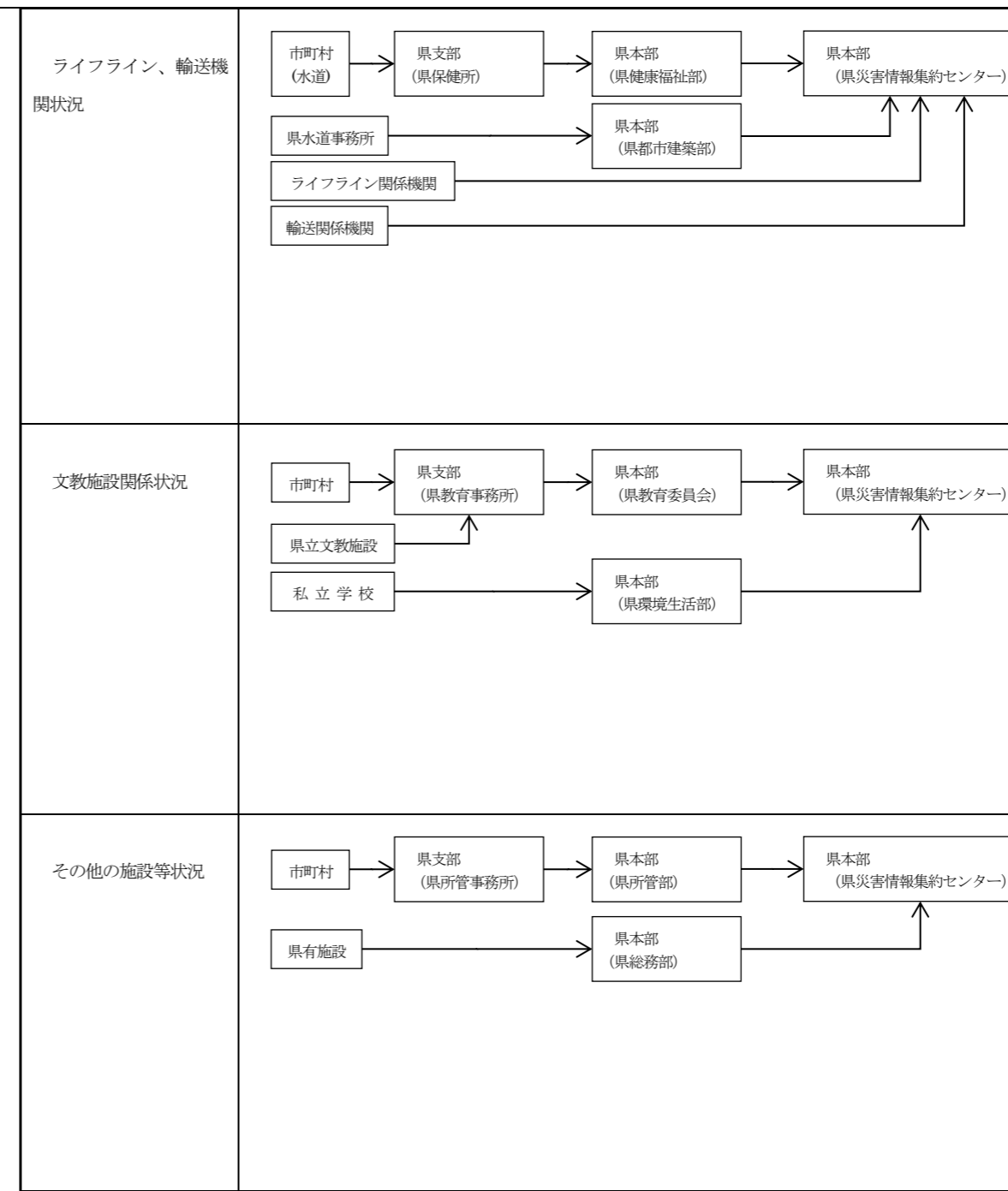
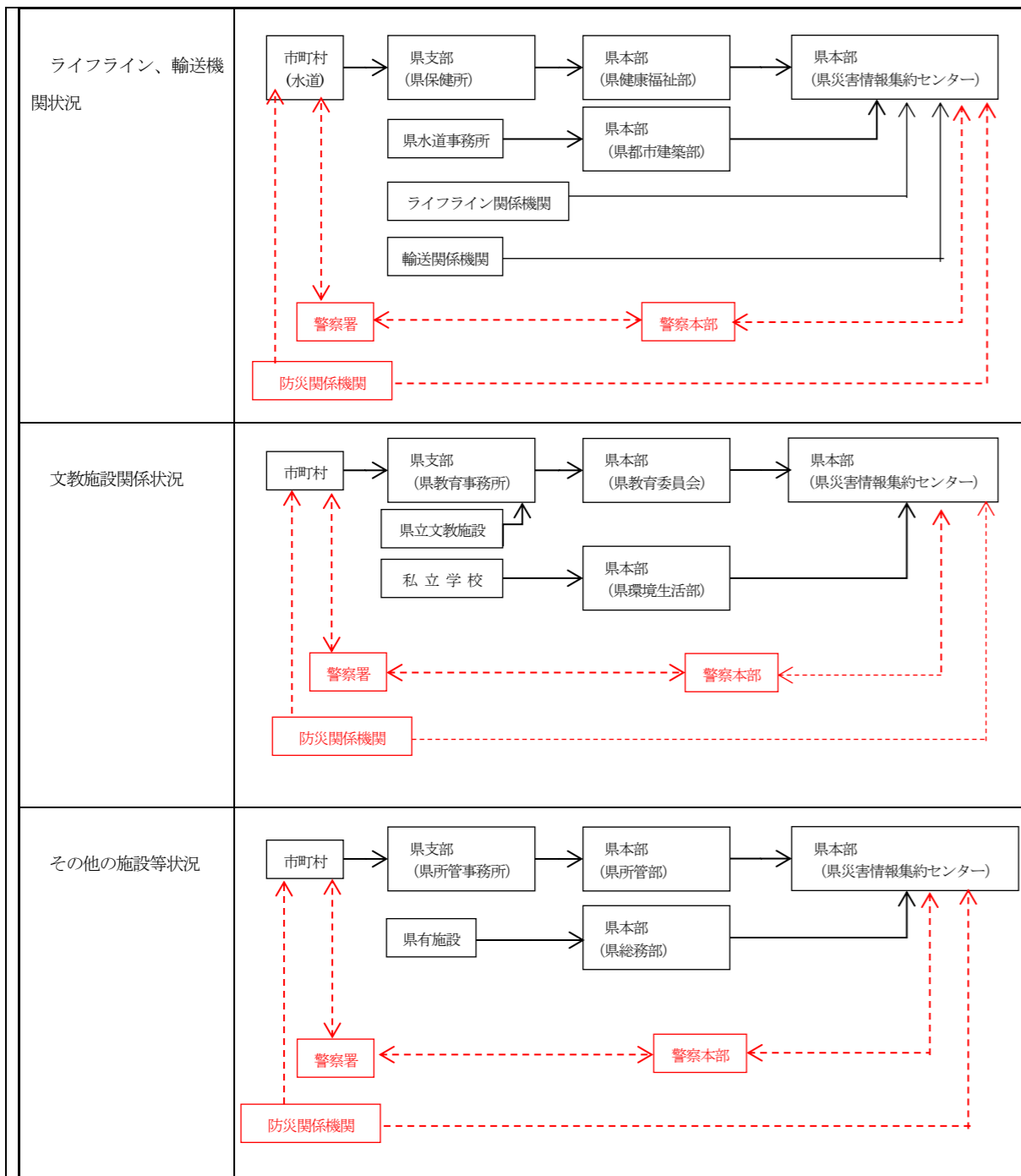
○文言の修正

○防災基本計画の修正

○防災基本計画の修正

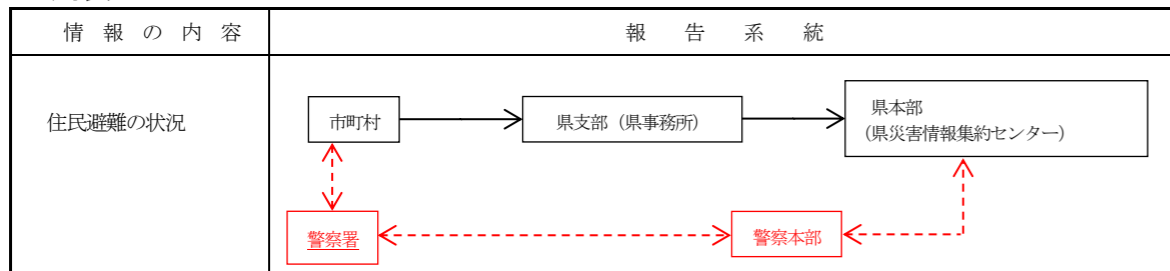
○県災害対策マニュアルの修正

<p>道路、交通状況</p>		<p>道路、交通状況</p>		
<p>河川</p>		<p>河川</p>		
<p>砂防施設</p>		<p>砂防施設</p>		
<p>貯水池、ため池</p>		<p>貯水池、ため池</p>		

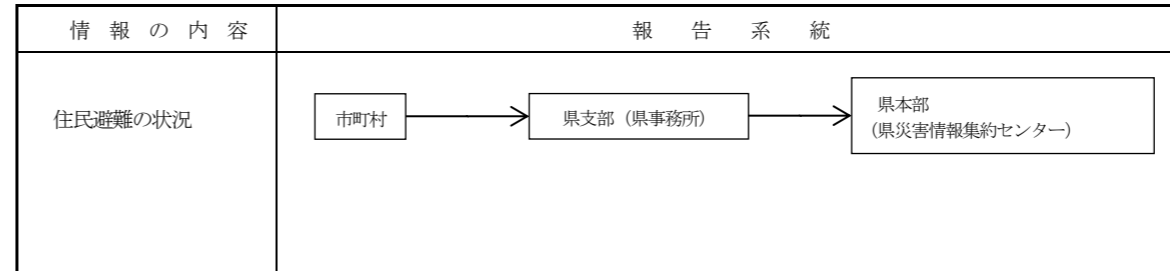


——→ 報告  
 - - - - -> 情報収集

別表2

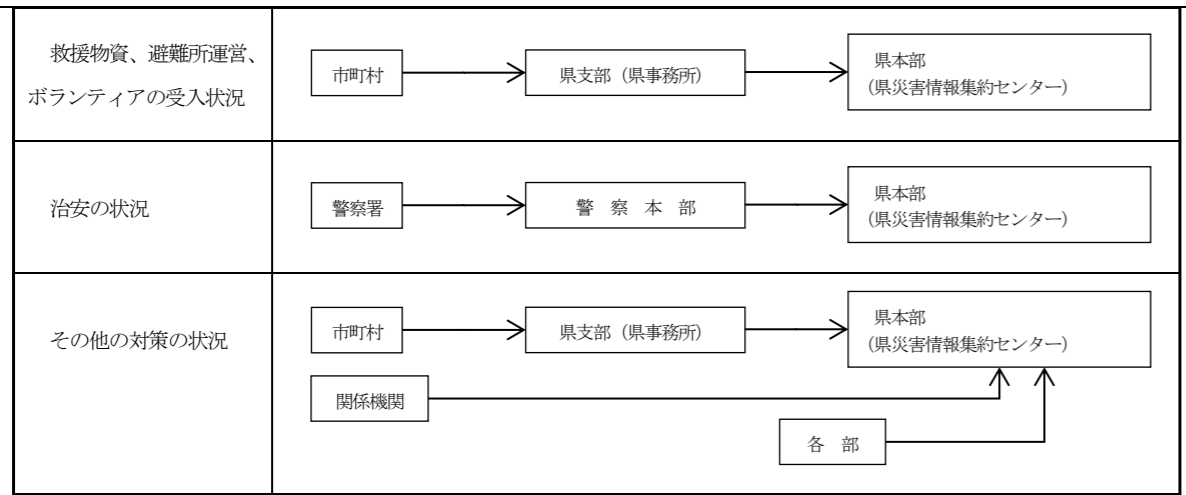


別表2



○災害対策マニュアルの修正





——> 報告  
 -----> 情報収集

第10節 災害広報  
 1 及び 2 略  
 3 実施内容

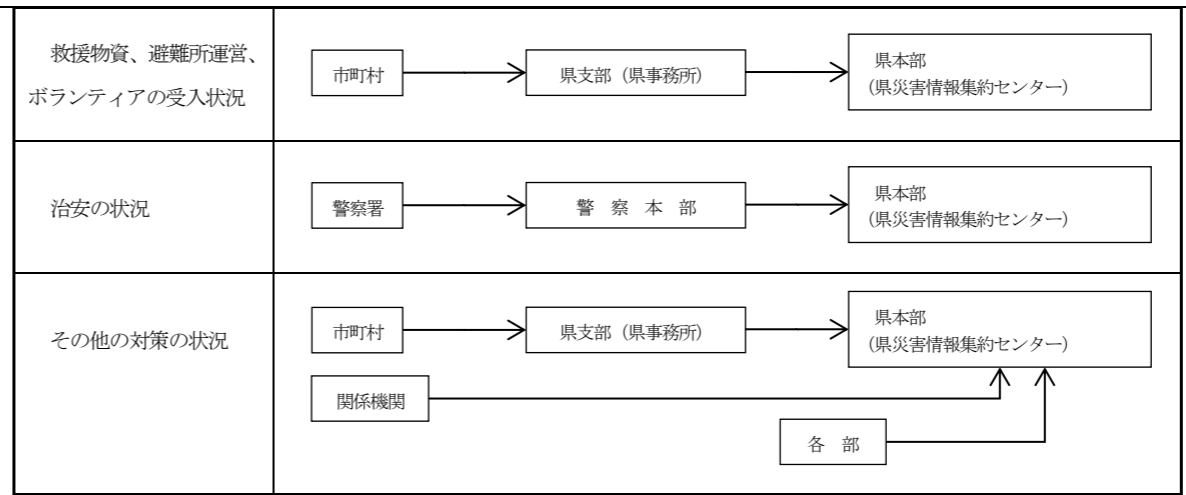
- (1) から (4) まで 略
- (5) 住民の安否情報

市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、[災害用伝言板「web171」](#)及び携帯、[災害用伝言板サービス](#)を提供し、住民の安否確認と電話の輻輳緩和を図るものとする。

- (6) 及び (7) 略

第11節 消防・救急・救助活動 略  
 第12節 水防活動 略  
 第13節 雪害対策 略  
 第14節 火山災害対策  
 1 方針 略



第10節 災害広報  
 1 及び 2 略  
 3 実施内容

- (1) から (4) まで 略
- (5) 住民の安否情報

市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、[災害用ブロードバンド伝言板「web171」](#)及び携帯、[PHS版災害用伝言板サービス](#)を提供し、住民の安否確認と電話の輻輳緩和を図るものとする。

- (6) 及び (7) 略

第11節 消防・救急・救助活動 略  
 第12節 水防活動 略  
 第13節 雪害対策 略  
 第14節 火山災害対策  
 1 方針 略

○サービス廃止のため

<p>2 実施責任者 岐阜地方気象台 県 県警察 市町村 防災関係機関 火山防災協議会</p> <p>3 実施内容 (1)から(3)まで 略 (4) 避難勧告等の発令、住民、登山者等の避難誘導、警戒区域の設定 市町村は、火山噴火等により住民、登山者等の生命、身体等に危険がある場合には、平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき、気象庁が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、避難勧告・指示、警戒区域の設定等を行うとともに、<b>県警察の協力を得て</b>適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。 市町村は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民、登山者等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難勧告等を行うよう努めるものとする。 別表 略</p> <p>第15節 県防災ヘリコプターの活用 略</p> <p>第16節 孤立地域対策 略</p> <p>第17節 災害救助法の適用 略</p> <p>第18節 避難対策 1及び2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 避難の勧告又は指示 災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、市町村長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき、地域住民等に対して避難のための立ち退きの勧告又は指示を行うものとする。 ア 市町村長の措置 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。(災対法第60条第1項) 市町村は、住民に対する避難のための避難勧告等を発令するにあたり、<b>国や</b></p>	<p>2 実施責任者 岐阜地方気象台 県 市町村 防災関係機関 火山防災協議会</p> <p>3 実施内容 (1)から(3)まで 略 (4) 避難勧告等の発令、住民、登山者等の避難誘導、警戒区域の設定 市町村は、火山噴火等により住民、登山者等の生命、身体等に危険がある場合には、平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき、気象庁が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、避難勧告・指示、警戒区域の設定等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。 市町村は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民、登山者等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難勧告等を行うよう努めるものとする。 別表 略</p> <p>第15節 県防災ヘリコプターの活用 略</p> <p>第16節 孤立地域対策 略</p> <p>第17節 災害救助法の適用 略</p> <p>第18節 避難対策 1及び2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 避難の勧告又は指示 災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、市町村長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき、地域住民等に対して避難のための立ち退きの勧告又は指示を行うものとする。 ア 市町村長の措置 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。(災対法第60条第1項) 市町村は、住民に対する避難のための避難勧告等を発令するにあたり、</p>	<p>○実施責任者の追加</p> <p>○文言の修正</p> <p>○防災基本計画の修</p>
---	--	---

<p><u>気象台、県が発表する洪水予報等の情報や河川の水位、画像情報、また、県から提供される水害危険情報図等を基に、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。</u></p> <p>市町村は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。</p> <p>イからカまで 略</p> <p>(2)から(4)まで 略</p> <p>(5) 避難場所及び避難所の開設・運営</p> <p>ア 避難場所及び避難所の開設場所</p> <p>市町村は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時に、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始等の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。<u>避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u></p> <p>また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。<u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保するよう努めるものとする。</u></p> <p>市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</p> <p>県及び市町村は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあつせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>エ 指定避難所の運営・管理等</p> <p>市町村は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅被災者への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める</p>	<p><u>県から提供される水害危険情報図等を基に、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）</u> _____ <u>夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。</u></p> <p>市町村は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。</p> <p>イからカまで 略</p> <p>(2)から(4)まで 略</p> <p>(5) 避難場所及び避難所の開設・運営</p> <p>ア 避難場所及び避難所の開設場所</p> <p>市町村は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時に、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始等の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 _____</p> <p>また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。<u>必要があれば</u> _____、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者の多様なニーズ<u>に配慮して</u> _____、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保するよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</p> <p>県及び市町村は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあつせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>エ 指定避難所の運営・管理等</p> <p>市町村は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅被災者への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努め</p>	<p>正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○文言の修正</p>
--	---	--

ものとする。そのため、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、**感染症予防対策の実施状況**、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営**管理**に努めるものとする。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。

市町村は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供するものとする。

市町村は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

#### オ 略

#### カ ボランティアの活用

市町村は、指定避難所を開設するにあたって、日本赤十字社奉仕団、その他**NPO・ボランティア等**の協力を得、指定避難所の生活環境の保持等に努めるものとする。

県は、市町村の実施する救援措置が円滑に行われるよう、ボランティアのあつせんをする。

#### (6) 避難路の通行確保 略

#### (7) 避難の誘導

避難措置の実施者は、避難勧告等を発令するとともに、住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導にあたっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、**避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして**対象者ごとに**警戒レベルに対応した**とるべき避難行動がわかる

ものとする。そのため、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。

市町村は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供するものとする。

市町村は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

#### オ 略

#### カ ボランティアの活用

市町村は、指定避難所を開設するにあたって、日本赤十字社奉仕団、その他**ボランティア団体**の協力を得、指定避難所の生活環境の保持等に努めるものとする。

県は、市町村の実施する救援措置が円滑に行われるよう、ボランティアのあつせんをする。

#### (6) 避難路の通行確保 略

#### (7) 避難の誘導

避難措置の実施者は、避難勧告等を発令するとともに、住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導にあたっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかる

○文言の修正

○防災基本計画の修正

○防災基本計画の修正

○防災基本計画の修正

ように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

○警戒レベルと避難行動の関係

警戒レベル	住民が取るべき避難行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報
警戒レベル4	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	避難勧告 避難指示（緊急）
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

市町村は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等で行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。

(8)から(12)まで 略

(13) 広域一時滞在

ア 市町村の役割

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に調整を要請または、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

イ及びウ 略

(14) 略

第19節 食料供給活動

略

第20節 給水活動

略

第21節 生活必需品供給活動

略

第22節 要配慮者・避難行動要支援者対策

略

第23節 帰宅困難者対策

ように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

市町村は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等で行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。

(8)から(12)まで 略

(13) 広域一時滞在

ア 市町村の役割

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に調整を要請または、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

イ及びウ 略

(14) 略

第19節 食料供給活動

略

第20節 給水活動

略

第21節 生活必需品供給活動

略

第22節 要配慮者・避難行動要支援者対策

略

第23節 帰宅困難者対策

○防災基本計画の修正

<p>略</p> <p>第24節 応急住宅対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(5)まで 略</p> <p>(6) 住宅の応急修繕</p> <p>市町村は、災害のため住家が半壊又は半焼するなど、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行うものとする。</p> <p>(7)から(11)まで 略</p> <p>第25節 医療・救護活動</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 医療救護活動</p> <p>アからカまで 略</p> <p>キ 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請</p> <p>県及び市町村は、必要に応じて医療関係機関又は国非常本部等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請するものとする。</p> <p><u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</u></p> <p>県は、その区域内又は近隣県からの災害派遣医療チーム（DMAT）等やドクターヘリ等の派遣に係る調整を行うものとする。</p> <p><u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</u></p> <p>また、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点などの確保を図るものとする。</p> <p>ク 後方医療活動の要請</p> <p>a 広域後方医療活動の要請</p> <p>県及び市町村は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構）に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。</p> <p><u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</u></p> <p>b 広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）の開設、運営</p> <p>県は、広域後方医療施設への重症者の搬送に当たり、関係機関と調整の上、広域医療搬送拠点において広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）を開設、運営する。また、県及び市町村は、関係機関と連携し、被災市町村内の医療機関等から広域医療搬送拠点までの重症者の搬送を実施するものとする。</p> <p><u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</u></p> <p>なお、県及び市町村は、他県等からの重症者を受け入れる場合、関係機関</p>	<p>略</p> <p>第24節 応急住宅対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(5)まで 略</p> <p>(6) 住宅の応急修繕</p> <p>市町村は、災害のため住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行うものとする。</p> <p>(7)から(11)まで 略</p> <p>第25節 医療・救護活動</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 医療救護活動</p> <p>アからカまで 略</p> <p>キ 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請</p> <p>県及び市町村は、必要に応じて医療関係機関又は国非常本部等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請するものとする。</p> <p><b>（新規）</b></p> <p>県は、その区域内又は近隣県からの災害派遣医療チーム（DMAT）等やドクターヘリ等の派遣に係る調整を行うものとする。</p> <p><b>（新規）</b></p> <p>また、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点などの確保を図るものとする。</p> <p>ク 後方医療活動の要請</p> <p>a 広域後方医療活動の要請</p> <p>県及び市町村は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構）に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。</p> <p><b>（新規）</b></p> <p>b 広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）の開設、運営</p> <p>県は、広域後方医療施設への重症者の搬送に当たり、関係機関と調整の上、広域医療搬送拠点において広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）を開設、運営する。また、県及び市町村は、関係機関と連携し、被災市町村内の医療機関等から広域医療搬送拠点までの重症者の搬送を実施するものとする。</p> <p><b>（新規）</b></p> <p>なお、県及び市町村は、他県等からの重症者を受け入れる場合、関係機関</p>	<p>○災害救助法の改正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>
---	--	--

<p>と調整の上、広域医療搬送拠点から県内の医療機関までの重症者の搬送を実施するものとする。</p> <p><b>ケ 医療提供体制の確保・継続</b></p> <p>県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に<u>当たり</u>、災害医療コーディネーターは、<u>県に対して適宜助言及び支援を行う</u>ものとする。その際、<u>県は</u>、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>(2) および(3) 略</p> <p>第26節 救助活動 略</p> <p>第27節 遺体の捜索・取り扱い・埋葬 略</p> <p>第28節 防疫・食品衛生活動 第1項 防疫活動 1及び2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 県の防疫活動 略</p> <p>(2) 市町村の防疫活動 市町村は、<u>避難所運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずるとともに</u>、次の防疫活動を行うものとする。</p> <p>a 防疫用資機材の確保、便槽、家屋等の清潔及び消毒 b ゴミ捨て場所への殺虫剤、殺そ剤の散布 c 避難所における避難者の健康状態の調査、防疫活動の実施 d 感染症法第35条第1項の規定による当該職員の選任 e 臨時予防接種又は予防内服薬の投与 f 感染症の発生状況及び防疫活動等の広報活動の実施</p> <p>(3) 応援の要請 略</p> <p>第2項 食品衛生活動 略</p> <p>第29節 保健活動・精神保健 略</p> <p>第30節 清掃活動 1及び2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 医療救護活動</p>	<p>と調整の上、広域医療搬送拠点から県内の医療機関までの重症者の搬送を実施するものとする。</p> <p><b>ケ 医療提供体制の確保・継続</b></p> <p>県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に<u>当たっては</u>、災害医療コーディネーターを<u>活用する</u>ものとする。その際、<u>_____</u>医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>(2) および(3) 略</p> <p>第26節 救助活動 略</p> <p>第27節 遺体の捜索・取り扱い・埋葬 略</p> <p>第28節 防疫・食品衛生活動 第1項 防疫活動 1及び2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 県の防疫活動 略</p> <p>(2) 市町村の防疫活動 市町村は、<u>_____</u>次の防疫活動を行うものとする。</p> <p>a 防疫用資機材の確保、便槽、家屋等の清潔及び消毒 b ゴミ捨て場所への殺虫剤、殺そ剤の散布 c 避難所における避難者の健康状態の調査、防疫活動の実施 d 感染症法第35条第1項の規定による当該職員の選任 e 臨時予防接種又は予防内服薬の投与 f 感染症の発生状況及び防疫活動等の広報活動の実施</p> <p>(3) 応援の要請 略</p> <p>第2項 食品衛生活動 略</p> <p>第29節 保健活動・精神保健 略</p> <p>第30節 清掃活動 1及び2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 医療救護活動</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○文言の修正</p>
--	--	---------------------------------

<p>略</p> <p>(2) 清掃方法</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 災害廃棄物の発生への備え</p> <p>市町村は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、<u>円滑かつ迅速</u>に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。</p> <p>県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、<u>円滑かつ迅速</u>に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害時の廃棄物の広域処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>国、県及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。</p> <p>また、災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。</p> <p>エ 災害廃棄物の処理</p> <p>国、県及び市町村は、発生した災害廃棄物の種類、<u>性状等</u>を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて<u>処理実行計画の策定</u>や広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。</p> <p>県は、災害が発生し、市町村の行政機能が喪失したことにより、災害廃棄物処理の見込みがない場合には、被災市町村の要請に基づいて、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。</p> <p>国は、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</p> <p>県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、<u>産業廃</u></p>	<p>略</p> <p>(2) 清掃方法</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 災害廃棄物の発生への備え</p> <p>市町村は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、<u>適正かつ円滑・迅速</u>に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。</p> <p>県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、<u>適正かつ円滑・迅速</u>に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害時の廃棄物の広域処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>国、県及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。</p> <p>また、災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。</p> <p>エ 災害廃棄物の処理</p> <p>国、県及び市町村は、発生した災害廃棄物の種類、<u>性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等</u>を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて災害廃棄物処理実施計画を策定し、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。</p> <p>県は、災害が発生し、市町村の行政機能が喪失したことにより、災害廃棄物処理の見込みがない場合には、被災市町村の要請に基づいて、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。</p> <p>国は、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</p> <p>県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、<u>産業廃</u></p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○文言の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>
--	---	---



<p><u>処理業者</u>、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。</p> <p>なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>第31節 愛玩動物等の救援 略</p> <p>第32節 災害義援金品の募集配分 略</p> <p>第33節 産業応急対策 略</p> <p>第34節 公共施設の応急対策 略</p> <p>第35節 ライフライン施設の応急対策 略</p> <p>第36節 文教災害対策 略</p> <p>第37節 災害警備活動 1及び2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 略 (2) 警備対策の具体的な運用 県警察の警備対策の具体的な運用については、<u>岐阜県警察災害警備計画</u>によるものとするが、防災関係機関と緊密な連携をとり対策を講ずるものとする。</p> <p>第38節 航空災害対策 1及び2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保 ア 墜落航空機等の搜索、把握 県、県警察は、直ちに保有ヘリコプターにより、墜落航空機等の発見に努めるものとする。また、<u>県は</u>必要に応じ、自衛隊に対して災害派遣要請を実施するものとする。 イからエまで 略 (3)及び(4) 略</p> <p>第39節 鉄道災害対策 略</p> <p>第40節 道路災害対策</p>	<p><u>棄物処理業者</u>、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。</p> <p>なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>第31節 愛玩動物等の救援 略</p> <p>第32節 災害義援金品の募集配分 略</p> <p>第33節 産業応急対策 略</p> <p>第34節 公共施設の応急対策 略</p> <p>第35節 ライフライン施設の応急対策 略</p> <p>第36節 文教災害対策 略</p> <p>第37節 災害警備活動 1及び2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 略 (2) 警備対策の具体的な運用 県警察の警備対策の具体的な運用については、<u>岐阜県警察警備実施規程、岐阜県警察風水害等警備実施計画及び突発重大事案警備実施計画</u>によるものとするが、防災関係機関と緊密な連携をとり対策を講ずるものとする。</p> <p>第38節 航空災害対策 1及び2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保 ア 墜落航空機等の搜索、把握 県、県警察は、直ちに保有ヘリコプターにより、墜落航空機等の発見に努めるものとする。また、<u>_____</u>必要に応じ、自衛隊に対して災害派遣要請を実施するものとする。 イからエまで 略 (3)及び(4) 略</p> <p>第39節 鉄道災害対策 略</p> <p>第40節 道路災害対策</p>	<p>正</p> <p>○計画の策定</p> <p>○文言の修正</p>
--	---	--------------------------------------

<p>略</p> <p>第4 1 節 放射性物質災害対策</p> <p>略</p> <p>第4 2 節 危険物等災害対策</p> <p>略</p> <p>第4 3 節 林野火災対策</p> <p>略</p> <p>第4 4 節 大規模な火事災害対策</p> <p>略</p> <p><b>第4 5 節 大規模停電対策</b></p> <p><b>1 方針</b></p> <p><u>大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施する。</u></p> <p><b>2 実施責任者</b></p> <p>県</p> <p>市町村</p> <p>防災関係機関</p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p><b>(1) 広報</b></p> <p><u>県、市町村及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやSNS等により提供するものとする。</u></p> <p><u>また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。</u></p> <p>ア 停電及び停電に伴う災害の状況</p> <p>イ 関係機関の災害応急対策に関する情報</p> <p>ウ 停電の復旧の見通し</p> <p>エ 避難の必要性等、地域に与える影響</p> <p>オ 携帯電話等の充電可能な施設等の情報</p> <p>カ その他必要な事項</p> <p><b>(2) 応急対策</b></p> <p><u>県、市町村及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。</u></p> <p><u>また、復旧計画等の情報共有を図るものとする。</u></p> <p><b>(3) 電力供給</b></p> <p><u>電気事業者等は、県等と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車や電気自動車等による緊急的な電力供給を行うものとする。</u></p> <p><b>(4) 通信機器等の充電</b></p> <p><u>県、市町村及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努めるものとする。</u></p> <p>第4章 災害復旧</p>	<p>略</p> <p>第4 1 節 放射性物質災害対策</p> <p>略</p> <p>第4 2 節 危険物等災害対策</p> <p>略</p> <p>第4 3 節 林野火災対策</p> <p>略</p> <p>第4 4 節 大規模な火事災害対策</p> <p>略</p> <p>(新規)</p> <p>第4章 災害復旧</p>	<p>○台風第15号等の検証</p>
--	---	--------------------

<p>第1節 復旧・復興体制の整備 略</p> <p>第2節 公共施設災害復旧事業 略</p> <p>第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除 略</p> <p>第4節 被災者の生活確保 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 生活相談 略</p> <p>(2) 被災者への生活再建等の支援 アからオまで 略</p> <p>カ 罹災証明書の交付 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。 <u>住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果当を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u> 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。</p> <p>キ及びク 略</p> <p>(3)から(7)まで 略</p> <p>第5節 被災中小企業の振興 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) <u>支援体制</u> 県及び市町村は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 自立の支援 略</p> <p>(3) 各種対策 略</p> <p>第6節 農林漁業関係者への融資 略</p>	<p>第1節 復旧・復興体制の整備 略</p> <p>第2節 公共施設災害復旧事業 略</p> <p>第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除 略</p> <p>第4節 被災者の生活確保 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 生活相談 略</p> <p>(2) 被災者への生活再建等の支援 アからオまで 略</p> <p>カ 罹災証明書の交付 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。 (新規)</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。</p> <p>キ及びク 略</p> <p>(3)から(7)まで 略</p> <p>第5節 被災中小企業の振興 1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(新規)</p> <p>(1) 自立の支援 略</p> <p>(2) 各種対策 略</p> <p>第6節 農林漁業関係者への融資 略</p>	<p>○防災基本計画の修正</p> <p>○防災基本計画の修正</p>
--	---	-------------------------------------